

事務連絡

平成24年9月11日

各都道府県薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

プロモーションコードの改定について  
(日本製薬工業協会自主基準)

標記について、日本製薬工業協会から別添（写）のとおり提出がありましたので、参考まで送付いたします。

なお、本件は、平成24年3月30日付薬食監麻発第0330第11号監視指導・麻薬対策課長通知により「今後、引き続き日本製薬団体連合会の加盟団体でのプロモーションコードの改定等が行われ次第、追加の情報を提供する」ことに基づき、日本製薬工業協会から情報提供があったものです。

貴都道府県におかれましては、上記のとおり既に通知しました日本製薬団体連合会からの報告に加え、本件プロモーションコードについても、情報提供と称する不適切な医薬品の広告に対する薬事監視指導の円滑な実施に活用いただきますよう、お願い申し上げます。



写

平成 24 年 8 月 28 日

厚生労働省医薬食品局  
監視指導・麻薬対策課 御中

日本製薬工業協会

プロモーションコード改定について

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の活動に対しまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月 16 日に開催されました日本製薬工業協会総会において、医療用医薬品プロモーションコードの改定ならびに本年 9 月 1 日の実施が承認されたところです。

当協会では平成 5 年のコード制定以来、8 回のコード改定を行ってきましたが、今回の改定は 2011 年 12 月 1 日の IFPMA 理事会にて IFPMA コードの改定が承認（2012 年 9 月 1 日実施）されたこと、最近の国内の関係法規（薬事法、個人情報保護法等）および自主規範（製薬協企業行動憲章等）の改正・施行が行われたこと等を反映したものです。

その中でも今回の IFPMA コードの改定では、「現金および個人的な贈り物の禁止」が明記され、文化的儀礼的な贈り物の制限が強化されるなど大幅な改定が行われたことを契機に、当協会としましても積極的に自主規範として掲げるという考え方の下に今回の改定コードに盛り込んだところであります。

なお、製薬協プロモーションコードは MR を始めとする営業部門の医療関係者に対するプロモーション活動が前提とされていますが、今回の IFPMA における改定では営業部門のみならず、全ての役員、従業員の行動へと対象が拡大されております。これを受け、製薬協ではこれに対応する更なる改定作業に着手しております、来年度の実施を予定しております。

何卒、当協会のプロモーションコード改定の趣旨について、ご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴連合会の益々のご発展を祈念申し上げます。

謹白